

第7期決算公告  
2020年6月23日

東京都千代田区麹町 6-1-1  
あおぞら投信株式会社  
代表取締役社長 原田 政明

貸借対照表  
(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	666,386	流動負債	221,234
現金・預金	453,969	未払金	164,711
前払費用	5,286	未払手数料	104,686
未収委託者報酬	207,130	その他未払金	60,024
固定資産	15,711	未払費用	7,550
有形固定資産	12,165	未払法人税等	4,708
建物	11,850	未払消費税等	13,304
器具備品	314	預り金	30,960
無形固定資産	3,545	固定負債	15,411
ソフトウェア	3,545	資産除去債務	12,134
		繰延税金負債	3,276
		負債合計	236,645
		(純資産の部)	
		株主資本	445,451
		資本金	450,000
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	△454,548
		その他利益剰余金	△454,548
		繰越利益剰余金	△454,548
		純資産合計	445,451
資産合計	682,097	負債・純資産合計	682,097

## 損益計算書

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬	896,319	
営業収益計		896,319
営業費用		
支払手数料	432,928	
支払投資顧問料	39,995	
広告宣伝費	5,367	
調査費	16,887	
委託計算費	18,745	
営業雑経費	50,527	
通信費	3,000	
印刷費	46,202	
協会費	1,324	
営業費用計		564,452
一般管理費		
給料	238,047	
役員報酬	55,024	
給料・手当	139,279	
賞与	43,743	
法定福利費	27,570	
交際費	1,545	
旅費交通費	13,254	
租税公課	7,261	
不動産賃借料	15,998	
賃借料	4,366	
固定資産減価償却費	1,630	
資産除去債務利息費用	97	
支払報酬料	6,535	
消耗品費	1,047	
外注費	3,996	
保守修理費	6,069	
会議費	301	
保険料	244	
送金手数料	1,575	
一般管理費計		329,543
営業利益		2,323
営業外収益		
受取利息	1	
雑収入	107	
営業外収益計		108
経常利益		2,432
税引前当期純利益		2,432
法人税、住民税及び事業税		3,608
法人税等調整額		△120
当期純損失		△1,054

**株主資本等変動計算書**  
(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	450,000	450,000	450,000	△453,494	△453,494	446,505	446,505
当期変動額							
当期純損失				△1,054	△1,054	△1,054	△1,054
当期変動額合計	-	-	-	△1,054	△1,054	△1,054	△1,054
当期末残高	450,000	450,000	450,000	△454,548	△454,548	445,451	445,451

(注) 計算関係書類に係る事項の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第39号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,289 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	
預金	136,064 千円
短期金銭債務	
未払手数料	40,673
その他未払金	48,747

#### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
支払手数料	151,471 千円
給料	238,047
法定福利費	27,102
不動産賃借料	15,998
賃借料	3,265
受取利息	1
法人税、住民税及び事業税	3,240

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ納入する金額であります。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000 株	-	-	18,000 株

#### 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

###### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	453,969	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	207,130	-
資産計	661,099	661,099	-
(1) 未払手数料	104,686	104,686	-
(2) その他未払金	60,024	60,024	-
負債計	164,711	164,711	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	-
合計	661,099	-

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：千円)

未払費用	2,311
未払賞与	13,840
資産除去債務	3,715
未払事業税	1,352
税務上の繰越欠損金(注2)	33,473
繰延税金資産小計	54,695
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△33,473
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,221
評価性引当額小計(注1)	△54,695
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,276
繰延税金負債合計	△3,276
繰延税金資産(負債)の純額	△3,276

(注) 1. 評価性引当額が前事業年度より 2,200 千円増加しております。この増加の主な内容

は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	-	12,632	8,740	12,101	33,473
評価性引当額	-	-	-	△12,632	△8,740	△12,101	△33,473
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	21.4
住民税均等割	11.9
評価性引当額の増加	90.5
連結納税による影響	△11.7
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	143.4%

## 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員 の 受入 出向者 の受入 事務代 行 連結納 税	税額のうち連結納税親会社への支払	3,240	その他未払金	3,240
							出向者負担金	265,150	その他未払金	45,507
							代行手数料	151,471	未払手数料	40,673

(イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	152,555	未払手数料	11,485

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### (1) 親会社情報

㈱あおぞら銀行 (東京証券取引所に上場)

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	24,747.30 円
1 株当たり当期純損失金額	58.59 円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純損失	1,054 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	1,054 千円
普通株式の期中平均株式数	18,000 株

## その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

### (3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	12,037
時の経過による調整額	97
期末残高	12,134

(未適用の会計基準等に関する注記)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月30日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

本会計基準は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実のため、所要の改正が行われたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

金融商品の時価の算定・開示に関し、包括的に会計基準としての手当てがなされたものです。

・時価を「出口価格」と定義しています。

・時価の算定にあたり、インプットの利用方法を定めています。

・インプットに基づき、金融商品の時価をレベル1~レベル3に区分します。レベルに応じた開示項目が求められます。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響については、評価中であります。